

被保険者の皆様へ

NIPPO健康保険組合

被扶養者の確認（検認）実施について

標記の件、下記のとおり実施しますのでご協力をお願い致します。

記

目的：被扶養者に認定されている方が健康保険の扶養基準を満たしているかを確認するものです。（検認）

検認は、毎年実施するよう厚生労働省から指導を受けています。

期限までにご提出がない場合、保険証は無効となりますのでご注意ください。（健康保険法施行規則）

対象者：扶養者を有する方のうち、**保険証の記号・番号が123・00001～123・93999の方**

検認は毎年、対象者を半分に区切って実施しています。

本年の検認対象者には健保組合より検認調書を発送致します。

本年対象外の方は来年実施する予定です。

必要書類：① 健康保険 被保険者 被扶養者 調書

② 添付書類（別紙「検認における調書必要書類」のとおり）

※検認対象外の方には調書は届きません。

※7月1日時点で手続きが完了している扶養情報にて作成しています。

提出期限：**2021年8月31日(火)**

提出先：**NIPPO健康保険組合（支店経由）**

個人情報：提出いただいた調書、添付書類は健保組合で内容を確認し、扶養者の再認定を実施しますが、取得した個人情報は、当健保組合の認定判定作業にのみ使用し、他に転用しません。なお、提出いただいた書類は返却しませんので予めご承知願います。

この検認は、皆様の保険料を適正に使用するため必要な作業ですので、ご多忙のところ誠に恐れ入りますがご理解とご協力をお願い致します。

## 検認における調書必要書類

今年度の検認においては新型コロナウイルス感染拡大などの社会情勢を考慮し、行政機関等とマイナンバーを用いた情報連携を行い、一部の書類については添付を不要と致します。  
 健保組合は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に基づき、情報照会に際しての本人の同意は不要となります。(番号法第十九条)

### <1. 必要添付書類> ※添付書類の詳細は<2. 書類案内>参照 (-:不要、●:該当者のみ必要)

被扶養者	収入の証明書 (現在収入がある場合)	送金の証明書 (別居の場合)	学生証(写) または 在学証明書	住民票	所得証明書	海外居住者 被扶養者 収入状況届
扶養家族は配偶者のみ	● (配偶者)	-	-	-	-	● (海外居住者)
扶養家族は配偶者と子のみ	● (配偶者・子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者と離死別しており、 扶養家族は子のみ	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	-	-	● (海外居住者)
配偶者は扶養にしているが、 子のみ扶養	● (子)	● (子)	● (高校生以上)	● (全員記載)	● (配偶者)	● (海外居住者)
配偶者・子以外の親族を扶養 ※ 配偶者・子・孫・兄弟姉妹・父母等の 直系尊属以外は別居の場合認定不可	● (扶養親族)	● (扶養親族)	-	● (全員記載)	● (年度末年齢17歳 以上の同居親族 全員)	● (海外居住者)

### <2. 書類案内> ※コピー可

添付書類	注意事項	入手先	
収入の 証明書	給与収入	・給与明細等、月々の総支給額の確認ができるもの(直近3ヶ月分)。 ・通帳は手取り金額のため不可。	勤務先
	年金収入	・企業年金・私的年金の振込通知書または年金額通知書。 ※公的年金は提出不要	企業年金 保険会社 等
	営業収入・不動産収入・ 農業収入・利子収入・ 配当収入等	・令和2年分の確定申告書・収支内訳書・経費内訳書。 ・所得金額がマイナスの場合も必要。	税務署 等
	各種手当金(傷病手当金等)	・各種手当金等がある場合、その金額が確認できるもの。	健保 等
送金の証明書	・通帳やATM利用明細書等、送金者・受取者・金額が確認できるもの (直近6か月分)。 ※単身赴任による別居の場合は提出不要。 ※学生が通学のために別居している場合は提出不要。	銀行 等	
住民票	・世帯全員の記載があるもので、続柄記載あり、個人番号(マイナンバー)記載なしのもの。 ・別居の場合はそれぞれの世帯毎に全員分必要。 ・3ヶ月以内に発行されたもの。	市区町村	
所得証明書	・令和3年度のもの(令和2年の収入について記載のあるもの)。 ・収入額が記載されたもの。 ・収入額の記載があり、現在退職している場合は調書の備考欄に退職日を記入して下さい。 ・住民税の決定通知や源泉徴収票では代わりになりません。 ・扶養にしている配偶者も、扶養家族の認定には夫婦の収入を比較するため必要。	市区町村	
海外居住者被扶養者収入状況届	・令和3年1月1日現在、国内非居住者のみ提出。		

## ★新型コロナワクチン接種従事者の扶養認定の特例について

健康保険の被扶養者には年間収入130万円(月収108,334円)未満という条件がありますが、新型コロナワクチン接種業務に従事した医療職者については、接種業務による収入を扶養を判断する収入には含めない特例措置があります。

対象となる医療職	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、 臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士
対象となる収入	令和3年4月～令和4年2月末のワクチン接種業務に対する賃金

### 【手続き方法】

- ①調書の被扶養者備考欄に特例に該当する旨をご記入下さい。
- ②ワクチン接種業務を行う事業者・雇用主(市(区)町村、医療機関等)から「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」の発行を受け、健保組合にご提出下さい。

## 健康保険における扶養家族の基準

	健康保険の扶養家族(「被扶養者」といいます)	<参考> 税法上の扶養家族
収入の基準額	<p><b>月額108,333円以下</b> ※60歳以上・障害者の方は150,000円未満</p> <p><b>年間130万円未満</b> ※60歳以上・障害者の方は180万円未満</p> <p><b>被保険者の年収の1/2未満</b></p> <p><b>別居の場合は被保険者からの仕送り額より少ないこと</b></p>	<p>給与収入 <b>原則、年間103万円以下</b></p>
収入の範囲	<p><b>継続性のある収入は全て含まれる</b> ※税法上では含まれない非課税の収入も含まれます。 ※事業収入の場合、認められる必要経費は税法上とは異なります。</p>	<p><b>非課税の収入は含まれない</b> ※通勤交通費・障害年金・遺族年金・失業給付・出産手当金・傷病手当金などは含まれません。</p>
年間収入の算定期間	<p><b>扶養家族になる日から将来に向かって1年間</b> ※扶養家族になる日以降の年間収入見込額で判断します。</p> <p><i>例①</i> 6月末で退職した場合(60歳未満)、1月～6月の合計収入が130万円以上であっても7月以降無収入であれば7月1日から扶養家族になれる。</p> <p><i>例②</i> 7月から働き始めた場合(60歳未満)、7月～12月の合計収入が130万円未満であっても、月収が108,334円以上であれば、7月以降の年間収入が130万円以上となることを見込まれるため7月1日以降は扶養家族になれない。</p>	<p><b>1月1日から12月31日</b> ※その年の12月31日現在の年間収入実績で判断します。</p> <p><i>例①</i> 6月末で退職した場合、1月～6月の合計収入が103万円を超えていれば、その年は扶養家族になれない。</p> <p><i>例②</i> 7月から働き始めた場合、7月～12月の合計収入が103万円以下であれば、その年は扶養家族になれる。</p>
家族の範囲	<p><b>主として被保険者の収入で生計を維持している3親等内の親族(内縁の配偶者含む)</b> ※扶養家族になる日の年齢が75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者になりますので、該当しません。 ※直系尊属・子・孫・兄弟姉妹を除く3親等内の親族は同居が条件となります。</p>	<p><b>納税者と生計を一にする配偶者、親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)</b> ※その年の12月31日現在の年齢が16歳未満の方は扶養控除の対象になりません。(住民税の非課税計算の人数には含まれます) ※同居の条件なし</p>